

第 1 部 総論

1 日本における裁判手続きの IT 化の流れ

- ・平成 30 年 7 月「民事裁判手続等 IT 化研究会」公益社団法人商事法務研究会

→ 令和 1 年 12 月「民事裁判手続等 IT 化研究会報告書—民事裁判手続の IT 化の実現に向けて—」公表

「本研究会においては、上記の「3つのe」の実現に向け、オンラインによる訴え提起、事件管理システムを利用した送達、ウェブ会議等を利用した双方不出頭の口頭弁論期日及び争点整理の実現、訴訟記録の電子化を前提とした訴訟記録の閲覧等に関する規律など多岐にわたる論点について検討を行ったほか、より良い民事訴訟の実現を目指すという観点から、現行法の規律の見直しについても検討した。」

- ・令和 2 年 2 月法制審議会総会第 186 回会議

→ 法務大臣諮問第 111 号

「近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即して、民事訴訟制度をより一層、適正かつ迅速なものとし、国民に利用しやすくするという観点から、訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論期日の実現など民事訴訟制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」

- ・令和 2 年 6 月「法制審議会民事訴訟法（IT 化関係）部会」設置

→ 令和 3 年 2 月「中間試案」公表

令和 3 年 3 月「パブリックコメント」実施

「意見募集の結果、民事訴訟法（IT 化関係）等の改正に関する中間試案に対し、合計 268 通（団体から 52 通、個人から 216 通）の意見が寄せられた」（うち司法書士団体 13）

- ・令和 4 年 4 月 21 日衆議院通過
- ・令和 4 年 5 月 18 日参議院本会議可決・成立
- ・令和 4 年 5 月 25 日公布

2 旧法律下での IT 化（フェーズ 1）の実施

- ・令和 2 年 2 月 一部の地裁等で、Teams による弁論準備手続の実施開始

→ ウェブ会議（電話会議＋αという整理）

→ 書面による準備手続の利用件数急増（双方欠席でも開催可能のため）

※ 令和2年2月はウェブ会議で開催される弁論準備手続の3分の1程度の利用件数だったが、令和3年7月には5倍以上の利用実績となる。

→ウェブ会議の利用件数自体も、令和2年2月から令和3年7月までに117倍以上の伸びとなる。

→令和4年2月より、地裁支部でも運用を開始し、その後全国すべての地方裁判所で運用開始

・令和4年2月地裁等で、民事裁判提出システム（Mints）が稼働開始

→ 民訴法132条の10に基づくシステム

→ 令和4年2月より2つのパイロット庁（甲府地裁本庁、大津地裁本庁）で、4月以降、①知的財産高等裁判所、②東京地裁と大阪地裁の知的財産権専門部、③東京地裁の民事第8部（商事部）で運用開始

→ 到達の効力はアップロード時（裁判所の端末にデータが記録された時点）だが、裁判所側でデータを書面に出力したもの（有体物）が訴訟記録となる扱い

→ 事前利用登録要でログインの都度、登録電話番号等による認証要

↓↓↓↓

令和7年事件管理システム（訴えのオンライン提出、電子納付）の稼働へ

第2部 民訴法改正に向けた日司連の取り組み

1 会長声明発出（2019年9月17日）

→ 民事裁判手続のIT化における本人訴訟の支援に関する声明

- ・ 国民が利用しやすい民事裁判手続のIT化に向けて
- ・ 全国に存在する司法書士
- ・ 登記手続のIT化への対応
- ・ 民事裁判手続のIT化における司法書士の役割

2 書籍「裁判IT化がわかる！」（中央経済社）（2020年3月発刊）

→アマゾン部門別売れ筋ランキング1位！（2020年3月25日）

3 月報司法書士「部会だより」連載開始（2020年8月より）

→日司連HPでも公開中

→主に法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会における検討事項と司法書士委員の発言内容を紹介

4 簡易裁判所の特則の制定に向けた提言（2020年10月8日法制審提出）

- ・ 簡易裁判所における訴えの申立ての在り方
- ・ 簡易裁判所における口頭弁論の在り方

- ・簡易裁判所における尋問の在り方
(証人尋問について、当事者尋問について)
- ・簡易裁判所における訴訟記録の在り方
(録音テープ等の内容を説明した書面の提出等について、証人等の陳述の調書記載の省略等について)

5 中間試案、追加試案に対するパブコメ提出(2021年3月、10月)

- 中間試案に意見を提出した司法書士団体(五十音順) 13会
大阪司法書士会、京都司法書士会、近畿司法書士会連合会、埼玉司法書士会、滋賀県司法書士会、静岡県司法書士会、全国青年司法書士協議会、東京司法書士会、徳島県司法書士会、奈良県司法書士会、日本司法書士会連合会、広島司法書士会、福岡県司法書士会
- 追加試案に意見を提出した司法書士団体(五十音順) 2会
静岡県司法書士会、日本司法書士会連合会

6 法制審議会民事訴訟法(IT化関連)部会のバックアップ会議を開催

- 全国単位会に呼びかけ、20会から参加申出
- 每部会開催の数日前にウェブ会議にて意見照会

第3部 民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する法律の最終施行の内容 ＜民事訴訟法の見直し＞

第1 インターネットを用いてする申立て等(訴え提起、準備書面の提出)等

1 インターネットを用いてする申立て等

(1) 事件管理システムの創設

最高裁規則に定める電子情報処理組織を使用して、書面に記載すべき事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法を利用することができる

(2) インターネットを用いてする申立て

書面による申立等によるものとみなして法令を適用

裁判所のファイル(端末)に記録された時に裁判所に到達したものとする

(3) 本人確認

署名等に代えて最高裁規則により氏名又は名称を明らかにする措置

(4) 添付情報

原則としてPDFが想定されている

2 書面等による申立て等に係る電子化（訴訟記録の電子化）

（1）提出書類の電子化

オンライン申立てをする場合は当事者が電子化する

（2）書面による申立ての場合

裁判所書記官が電子化する

3 インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合

（1）義務化の範囲

ア 訴訟代理人のうち委任によるもの

イ 国の指定代理人

ウ 地方自治体の指定代理人

（2）インターネットを利用した送達を受ける旨の届出義務

被告側の訴訟代理人等はインターネットを利用した送達を受ける旨の届出をする義務がある

第2 送達

1 電磁的記録の送達

（1）データアップロードのイメージ

領域1 原告と裁判所のみアクセス可能

領域2 原告と被告と裁判所がアクセス可能

領域3 被告と裁判所のみアクセス可能

- ・送達を要する電磁的記録は、原告は領域1に、被告は領域3にアップロードし、裁判所が領域2に移動する
- ・送付で足りる電磁的記録は、原告被告ともに領域2に直ちにアップロードすることができる

（2）送達の方法

ア 書面の送達（原則）

- ・従来どおり当事者が相手方分の副本を用意する
- ・電磁的記録の送達は電磁的記録に記録された事項の内容を出力することによって作成した書面をもって行う

イ 相手方も事件管理システムに登録している場合（例外）

- ・システム送達による

(3) システム送達

相手方の連絡先（電子メールアドレス等）に通知がされる
→送達内容の了知する機会を与えるため

(4) 事件管理システムの登録

- ・電子メールアドレスを届け出る
- ・電子メールアドレス宛に事件管理システムから通知が発せられる
送達を要するもの・・・裁判所から
送付で足りるもの・・・相手方から
- ・送達受取人をも届け出ることができる

2 公示送達

インターネットを用いてする方法による公示送達（新設）

+

裁判所の掲示板（従来どおり） or 裁判所設置の端末で閲覧可能状態（新設）

第3 当事者の申出による期間が法定されている審理の手続の特則

(1) 制度の概要

- ・当事者双方の申出もしくは同意により手続が開始する
(例外) ①消費者契約に関する訴えと②個別労働関係民事紛争に関する訴えは除外
- ・当事者双方の申出や同意があった場合、裁判所は、法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をすることが当事者の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げると認めるときを除き、法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない
- ・申出や同意の期限は口頭弁論の最初の続行の期日又は準備的口頭弁論もしくは弁論準備手続の最初の期日まで（裁判所が申出又は同意をすべき日を定めた場合はその日まで）
- ・申出や同意は原則として書面によるが、期日においては口頭でも可能
- ・法定審理期間訴訟手続の開始決定から2週間以内に口頭弁論期日（①）を指定
- ・裁判所は①の日から6か月以内に証拠調べをしたうえで終結し、終結日から1か月以内に判決言渡し
- ・当事者は①の日から5か月以内（②）に攻撃または防御方法を提出
- ・裁判所は②の期間満了までに当事者双方との間で、争点及び証拠の整理の結果に基づいて、判決で判断すべき事項を確認する

- ・期日の変更はやむを得ない事由がある場合のみ
- ・当事者の一方からの申述や法定審理期間訴訟手続によることが困難であると認められると、いつでも通常手続に戻ることができる（不服申立不可）
- ・判決書は「事実の要点」「主要な争点についての理由」の記載で足りる
- ・判決に対する不服申立は異議による
→通常の手続きによる裁判になる

(2) 想定される事件類型（法制審議会での説明より）

- ・当事者間において事実関係に争いがないが、契約条項の解釈や法適用について争いがある事案
- ・当事者間において訴訟前の交渉がされていることによって事実関係の争いが絞られているような事案

(3) 裁判所が「当事者の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げるとき」の判断基準（法制審議会の説明より）

- ・当事者間に証拠の偏在や経済力に格差がある事件
- ・訴訟代理人が選任されていないケースは、特段の事情がなければ「審理及び裁判をすることが困難であるとき」に該当するという説明がされている

第4 訴訟の終了

1 判決

(1) 判決書

電子判決書を作成することになる

→判決による登記のオンライン申請に対応できるかは不明

(2) 判決の言渡し

判決の言渡しは電子判決（電磁的記録によって作成した判決）に基づいてする（民訴法252条改正）

(3) 電子判決書等の送達

電子判決書及び民訴法254条2項の電子調書は①または②の方法により当事者に送達する

① 書面による送達

→裁判所書記官が出力書面の内容を証明したもの

② システム送達

2 和解

(1) 和解の方法（民訴法 89 条改正）

相当と認める場合は当事者の意見を聴いてウェブ会議や電話会議を利用することができる

(2) 受諾和解（民訴法 264 条改正）

- ・遠隔地要件を削除
- ・当事者双方欠席でも成立

(3) 和解調書

和解電子調書を作成することになる

(4) 和解電子調書の送達

職権送達となる

→送達申請が不要に

第5 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則

(1) ウェブ会議による証人尋問・本人尋問の要件緩和

ウェブ会議による証人尋問及び本人尋問について、簡裁では「相当と認めるとき」にウェブによる尋問を可能とする
→当事者の同意は不要

(2) その他

口頭弁論期日を電話会議で行うことができるという特則が検討されたが、最終的に要綱案から外された

【参考】

中間試案に対する意見書において日司連が提案した簡裁特則案

- ① 「裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができる」との特則を設けること
- ② ウェブ会議等を利用した証人尋問をすることについて、民事訴訟法第 204 条第 3 号に「当事者の意見を聴いて、相当と認めるとき」との特則を設けること
- ③ 当事者尋問につき、オンライン申立てをした当事者に限り、「裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によってすることができる」との特則を設けること

- ④ 民事訴訟規則第149条が規定する録音テープ等の内容を説明した書面のうち当該録音テープ等を反訳した書面の提出は不要とする規律を設けること
- ⑤ 証人等の陳述又は検証の結果が記録された録音テープ等を控訴審等において提出する際に反訳した書面の提出は不要とすること
- ⑥ ウェブ会議システムの利用による司法委員の参加を認めること
- ⑦ 訴え提起前の和解手続においても、ウェブ会議システムの利用を可能とすること

<民事訴訟費用等に関する法律の見直し>

第1 手数料の電子納付への一本化

- ・収入印紙納付を廃止
- ・申立方法にかかわらず原則として電子納付（ペイジーを念頭）
- ・書面申立＋やむを得ない事由のみ収入印紙での納付の許容を検討

第2 郵便費用の手数料への一本化

- ・郵券納付の廃止
- ・郵便費用に相当する所要の金額を手数料として徴収

<参議院付帯決議>

- 1 本法施行後において、訴訟手続の電子化が速やかに行われ、適切な裁判が実施されるよう環境整備及び事務負担の軽減に努めること。
- 2 訴訟手続の電子化を円滑に進めることが利用者の利益になるという観点から、施行後五年を経過した場合における検討に当たっては、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、電子情報処理組織による申立て等の利用を拡大・促進するための方策について検討すること。
- 3 訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。
- 4 訴訟手続は国民の権利関係の得喪に深くかかわり、その電子化は重大な事柄であるから、制度の円滑な施行を実現し、その利用を促進するため、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携して、制度の周知を十分に図ること。
- 5 裁判所の電子情報処理組織を構築するに当たっては、サイバー攻撃などで訴訟記録が流出して訴訟関係者のプライバシー侵害が起こらないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるよう、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聞き、利便性を高めるよう努めること。

- 6 訴訟記録を電子化するに当たり、事件記録の保存期間を広げるとともに、判決書については、国民が調査や分析しやすいものとなるよう努めること。
- 7 ウェブ会議の方法による証人尋問等については、心証形成が法廷で対面して行われるものとは異なる場合もあることを踏まえ、裁判所における相当性の判断が適切に行われるよう法制度の趣旨について周知すること。
- 8 口頭弁論等における当事者等のウェブ会議による参加については、当事者や証人へのなりすましを防止すること及び第三者からの不当な影響を排除すること並びにウェブ会議の録音・録画を防止することを確保できるよう努めること。
- 9 訴えの提起の手数料の在り方について、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等のほか、訴える側の資力により適正な訴額の請求を断念せざるを得ない状況があるとの指摘や、手数料の低額化及びその算出を簡明なものとする定額化を検討すべきとの指摘も踏まえつつ、関係団体の意見聴取にも努めるなどしながら、負担の公平の見地から、必要な検討を行うこと。
- 10 訴訟手続の電子化を速やかに実現させるため、裁判所の必要な人的態勢の整備及び予算の確保に努めること。
- 11 民事訴訟手続を利用する障害者に対する手続上の配慮の在り方について、本法施行後の制度の運用状況及び障害者の意見も踏まえて、障害者のアクセスの向上に資する法整備の可否も含めて検討し、必要な措置を講じること。
- 12 附則第二百二十六条の規定による検討については、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等を踏まえて、適時に行うこと。

第4部 民事訴訟法改正後の司法書士会の取り組み

1 日本司法書士会連合会の動き

(1) 法務省との継続的な協議

- ・TreeeSの開発の遅れとMintsの継続的利用
- ・本人訴訟支援についての対応
- ・手数料等の納付方法
- ・動画等のアップロード

2 東京司法書士会の動き

東京簡易裁判所において、東京司法書士会裁判業務推進委員会委員および担当理事が出席し、模擬web口頭弁論、web弁論準備手続を行った。

開催日時：令和7年2月14日（金）午後3時00分から午後3時50分

開催場所：東京簡易裁判所307号法廷、355和解室、357和解室

- ・音声はずっとつながっている。
- ・web弁論準備手続では、それぞれに意向を確認するため一方がいったん退出する際は「退出」をクリックする。この際、TEAMSを終了してしまうと立ち上げるのに時間がかかるので注意する。呼び出しが来るときは、呼出しのポップアップがパソコンに表示される。
- ・終了時は「退出」をクリックし、終了となる。
- ・傍聴用に大きなモニターが法廷内にある。
- ・裁判官、書記官それぞれにパソコンあり。
- ・裁判官から原告、被告に対して音声聞こえているかどうかの確認をしていた。
- ・裁判官が、原告代理人、被告代理人に対してそれぞれの事務所であるのかを確認していた。口頭弁論であっても弁論準備手続きであっても、第三者の立会いは不可であることが裁判官から伝えられた。
 - WEBカメラで室内を撮影して確認を取るが、代理人である場合は、事務員やそのた司法書士、弁護士が事務所内においても守秘義務があるのでそれらの者がいても構わない旨の確認を取った。
- ・WEB口頭弁論は、裁判官は法廷から出席するが、WEB弁論準備手続きは、通常執務を行う自席から出席する。
- ・WEBでの口頭弁論を最初から希望する場合は、申立て時（書面で）またはその後（書面または電話にて）にWEBでの口頭弁論を希望する旨を裁判所に連絡する。
- ・接続などで不安がある場合は、事前に連絡してもらえれば接続テストを行うこともする。
- ・司法委員が関与する場合でも、司法委員だけということはなく必ず裁判官も同席する。
- ・司法委員が関与する場合は、TEAMSではなくWEBEXを利用する。
- ・WEB弁論準備手続きにおいても関係のある第三者の出席は、裁判官が認めれば認められる。

3 大阪司法書士会の取り組み

大阪簡易裁判所との懇談会 資料参照

大阪簡易裁判所との懇談会の議題

議題

1、司法統計で全簡易裁判所における司法書士の関与率が公表されておりますが、当会においても司法書士の代理人関与率を高めるための資料として大阪府下の各簡易裁判所における司法書士の代理人選任率についてもその情報が判れば有用かと考えます。(前回同様)

2、民事訴訟法の改正により、大阪府下においてもすべての簡易裁判所でウェブ会議による口頭弁論に参加できるしくみが開始されているものと承知しておりますが、御庁においては現段階でどの程度こうした仕組みに基づく口頭弁論が実施されているのでしょうか。また大阪府下の各簡易裁判所における同様の仕組みが普及されているのでしょうか。これら裁判所の実施状況にもとづく意見交換を定期的に実施願えないでしょうか。

3、昨今のドライブレコーダーの普及により交通事件の審理がより合理的かつ簡素なものに変容しているものと推察致します。またこれにより司法書士の簡易裁判所での訴訟関与率を高める可能性が期待されるのではと推察されます。御庁においてドライブレコーダーの有無による審理の進め方についての現状と司法書士関与に関して検討すべき点がございましたらご教示願います。

4、いわゆるサービサー企業等による時効債権の債務名義取得を企図したと思われる訴訟が大量に簡易裁判所に提起されている現状があるものと思料いたします。これらは比較的簡便な内容の訴訟事案であるにもかかわらず司法書士の被告側代理人として関与率が低いことから、結果的に長期に亘りかつ高額な延滞金債務を負う結果が作出されております。当司法書士会としてもこれらの訴訟の関与率を高めるための努力をしつつも、当事者が法律専門家にアクセスする機会を拡げるための裁判所からの働きかけについて、どのような運用をされているのかお教えてください。

5、職員配置及び国家予算等の課題があるかと思われませんが、当事者や代理人の訴訟提起の機会や代理人関与率を高める方策の一つとして時間外や夜間等における裁判や調停を実施すること等は考えられないものでしょうか。

別表1-1

大阪管内簡易裁判所の民事訴訟における代理人選任件数等について(令和5年)

(対象事件: (ハ)通常訴訟, (ロ)少額訴訟, (ハ)少額訴訟異議)

原告	弁護士			司法書士			本人			合計	合計 (司法書士関与 件数)	司法書士 関与率
	弁護士	司法書士	本人	弁護士	司法書士	本人	弁護士	司法書士	本人			
被告												
大阪簡	781	5	884	23	1	140	1508	279	29737	33358	448	1.3%
大阪池田簡	27	0	30	0	0	6	4	2	90	159	8	5.0%
豊中簡	63	0	47	2	0	8	13	3	157	293	13	4.4%
吹田簡	42	0	30	2	0	14	23	3	171	285	19	6.7%
茨木簡	73	0	74	3	0	17	22	9	265	463	29	6.3%
東大阪簡	86	2	124	4	0	32	35	9	407	699	47	6.7%
枚方簡	141	0	180	11	0	37	66	13	580	1028	61	5.9%
堺簡	176	1	159	6	0	14	45	2	495	898	23	2.6%
富田林簡	27	0	24	2	0	3	4	3	91	154	8	5.2%
羽曳野簡	36	0	31	2	1	10	8	4	153	245	17	6.9%
岸和田簡	114	0	81	2	0	17	18	7	307	546	26	4.8%
佐野簡	46	0	42	1	0	2	12	2	147	252	5	2.0%
全体	1612	8	1706	58	2	300	1758	336	32600	38380	704	1.8%
大阪簡裁以外	831	3	822	35	1	160	250	57	2863	5022	256	5.1%

別表1-2

大阪管内簡易裁判所の民事調停における代理人選任件数等について(令和5年)

(対象事件:(/)民事一般調停、(二)宅地建物調停、(七)農事調停、(八)商事調停、(交)交通調停、(公)公害等調停、(特)特定調停)

申立人	弁護士			司法書士			本人・その他			合計	合計 (司法書士 関与件数)	司法書士 関与率
	弁護士	司法書士	本人 その他	弁護士	司法書士	本人 その他	弁護士	司法書士	本人 その他			
相手方												
大阪簡	304	0	360	2	0	2	60	1	992	1721	5	0.3%
大阪池田簡	5	0	7	0	0	0	3	0	15	30	0	0.0%
豊中簡	11	0	12	0	0	0	4	0	21	48	0	0.0%
吹田簡	8	0	8	0	0	0	4	0	17	37	0	0.0%
茨木簡	12	0	11	0	0	1	3	0	40	67	1	1.5%
東大阪簡	25	0	26	0	0	0	10	0	34	95	0	0.0%
枚方簡	25	0	25	0	0	0	4	0	60	114	0	0.0%
堺簡	25	0	30	0	0	1	4	0	140	200	1	0.5%
富田林簡	5	0	7	0	0	0	1	0	11	24	0	0.0%
羽曳野簡	5	0	8	0	0	0	0	0	10	23	0	0.0%
岸和田簡	19	1	8	0	0	0	2	0	29	59	1	1.7%
佐野簡	3	0	7	0	0	0	5	0	13	28	0	0.0%
全体	447	1	509	2	0	4	100	1	1382	2446	8	0.3%
大阪簡裁以外	143	1	149	0	0	2	40	0	390	725	3	0.4%

別表 1-3

大阪地裁管内におけるウェブ会議実施件数

12月

	口頭弁論	弁論準備	和解	小計
大阪	118	162	0	280
大阪池田	1	16	1	18
豊中	0	11	0	11
吹田	5	13	0	18
茨木	3	19	0	22
東大阪	0	35	0	35
枚方	9	63	2	74
富田林	1	7	0	8
羽曳野	1	5	0	6
佐野	0	7	0	7
堺	4	34	1	39
岸和田	0	16	0	16

534

【参 考】 夜間調停及び手続案内の実施状況(H28～R6.10)

年度	夜間調停期日実施件数	夜間調停手続案内※
H28	1	0
H29	2	1
H30	0	0
H31(元)	0	2
R2	0	2
R3～R6.10	0	0
合 計	3	5

※夜間調停手続案内を実施した件数
(平成31年4月以降は事前予約制)